京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月23日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 20 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表中

 (47) 削除

 を

 (47) 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成22年 様式 第 4 7 号 3月26日京都市条例第43号)附則第3条の規定により市長に提出しなければならない申告書

に改める。

様式第31号注及び備考以外の部分中「,第5項又は第24項」を「又は第19項」に,「同条第28項」を「同条第23項」に,「,第4項又は第5項」を「又は第4項」に改める。

様式第47号を次のように改める。

(あて先) 京

都

市

## 鉱泉浴場経営申告書

年

月

日

長

甲告者の住 所在地)	E所(法人にあって)	は,主たる『		甲告者の 名)	氏名(治	去人に	あっては	、名称及	び代表者
	が な ) · 氏 名					金红			
15 3 4	八石					電話	_		
	号の経営について, ・) 附則第3条の規矩			を改正す	る条例	(平成	22年3	月26日	京都市条
申 告	の 区 分	□開始	□変更	□廃止	: □そ	の他	(		)
経営開始	又は異動年月日				年		月		日
鉱泉浴場	所 在 地								
施設	(ふりがな)								
	名 称								
施 設	の種類	□公衆浴□その他)	β場(□物f □ホテル)				の指定を	受けてい	るもの )
	□宿 泊 施 設	日帰り施	設の併設	宿》	白 定	員	部	屋	数
施設の利		□有	□無			人	<b>(</b> =	を(延べ	畳)
用 区分		利用料金	(消費税額	i及び地	平日				円
	□日帰り施設	方消費税額	類相当額を含	含む。)	休日				円
施設	の浴槽数	総浴槽数		(うち鉱)	泉を利用	する浴	6. 首数	)	
描 款 <b>①</b>	営業時間等	営業時間	時		分から		時	/2	分まで
旭 叹 07	日 未 时 间 守	休 業 日							
温泉法に	よる営業許可日				年		月		日
公衆浴場法	による営業許可日				年		月		日
旅館業法に	こよる営業許可日				年		月		日
備考(上記	記以外の変更等)								
20	1. 4 m	5.3771 テノ	20 ( .						

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
  - 2 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。
  - 3 日帰り施設(宿泊施設で日帰り施設を併設するものを含む。)にあっては、その利用料金が分かる資料を添付してください。
  - 4 温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(2)中「市税」を「入湯税」に改め、同表中

(47) 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成22年 様式 第 4 7 号 3月26日京都市条例第43号)附則第3条の規定により市長に提出しなければならない申告書

を

(47) 条例第180条第3項の規定により市長に提出しな 様式 第 4 7 号 ければならない納入申告書
(47の2) 条例第181条第1項の規定により発する更正 様式 第47号の2
又は決定に係る通知書及び条例第183条第1項の規定 により発する過少申告加算金額等の決定通知書
(47の3) 条例第184条の規定により市長に提出しなけ 様式 第47号の3 ればならない申告書

に改める。

様式第2号を次のように改める。

市町	村コー	ード				ノ	、湯税分	領収証	瞎(					市町	丁村	コー	- F					,	入湯和	兑納入	書(						市田	丁村	コー	· F				入	、湯税約	纳入溶	<b></b> 新通知	書(				
口	座	番	Ì	号	力	П		入		君	<b>∠</b> ∃		名			座	耄	番	号		力	]		入			者		名	]	口		座	番	:	号		加		入			者		2	名
								京都可	市会計	管理	者													京都	市会	計管理	諸													京都	都市会	会計管	理者			
申	告	年	<u>.</u>	月	申	告	区	. j	7	指	定	番	号	申		告	É	丰	月		申	告	×	ζ	分	指	定		番	号	申		告	年		月	申	告	i [	<u>X</u>	分	指	i į	È	番	号
		年		月分		申告 決定		正									年	Ē	月夕	र्		申告 決定		更正										年		月分		申告 決定		更正						
	川徴収義 「又は所			L												収義																別徴														
氏名	万は名	称									:	様		氏	名又	は名	称														氏	名又	は名称	尔										紗	3	
			百	+	億	千	百	+	万	十	. 百	·   +	- ! 円					百	+	-	億	千	百	+	上 万	ĵ ¦ =	f	百:	+	円					百	+	億	千	: 百	1+	-   ;	万:	千	百	+	円
	税	額			; ; ;		 					-			秭	Ĺ	額				; ; ;		<del> </del> 		- - - - - -	 			; ; ;			税		額				!				-			<del> </del> 	  -  -  -  -
納	延滞	ま 全			 		1 1 1 1 1 1		 	 		 	<u> </u>	納	311	-	金		 		 		 		! ! ! !	 		 	 		納	亚	滞	全				 	!		 				 	! !
入	延 11	1 7K			 		! ! !		<u> </u>	!		<u> </u>		入	-				<u> </u>				! ! ! !		:	<u> </u>			1		入							!				!			! ! ! !	!
金	加第	金			i 1 1 1		i I I I		i ! ! !	i ! !		i ! !		金	力	〕算	金		i ! !		i 1 1 1		i I I I		i ! !	i ! !		; ; ;	i 1 1 1		金	加	算	金				i ! !			i I I	i ! !			i I I I	i ! !
SIZ.					       		! ! ! ! !														! ! !		! ! ! ! !		-			! ! ! !	; ; ;		<u> </u>							! ! !	 						! ! ! ! !	
額	合 割	- 貊			<u>.</u> ! ! !		! ! ! ! !		!	<u>:</u>		<u> </u>		額		計	綇		<u>:</u> !		!		! ! ! !		<u>:</u> :	<u>:</u> !			<u>.</u> ! !		額	会	計	嫍		<u> </u>		<u>:</u> !			<u>!</u> ! !	- <u>;</u> ! !			! ! ! !	!
		识			 		! ! !		!	<u> </u>		<u> </u>	-				识		!		 		I I I		<u> </u>	!								110				!	-		ļ	!			I I I	<u> </u>
納	期	限							年		月		日	納	丿	明	限								年		月		日		納	期	]	限							年	Ē.				日
直	Pの金額 E券によ >領収証	る納入	の場合	<b>合</b> ,証		の支払	ムがな	けかった	ことき!	は,				上	記の	金額	を納え	して	きす。															を収納 都市長		ので通	知し	ます。								
	京都市									領	頁収	日	付 印														領心	又日	付	印				旨定金			_						領	収Ⅰ	日付	上印
	京都市京都市														日			計	+						F									X納代 X会計		融機関 者										
	24 + MI2 - 14	. — — н		_																1					<u> </u>	7					取			<u> </u> と		-										
														1																			受付	寸店→	<b>&gt;</b>	銀行	ŕ	店一	→加入	者)						
											(	納入者	音保管)	1											(会	<b></b>	関又に	は郵付	更局保	增)	1														(市)	保管)

様式第47号注以外の部分中「京都市市税条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第43号)附則第3条」を「京都市市税条例第184条」に改め、同様式を様式第47号の3とする。

様式第46号の次に次の2様式を加える。

## 入湯税納入申告書 (年月分)

					ı			1		
						指:	定種	子 号		
(あて先)	京	都	市	長				年	月	日
申告者の住所	(法人にあ	っっては,	主たる事	務所	申告者の氏名(法	人にる	あって	ては、ク	名称及て	バ代表者
の所在地)					名)					
					電話	_	_			
この申告に	所 在 地									
係る鉱泉浴	<i>,</i> , , _									
場施設	名 称									

ブ	、湯税の納入に	こついて,	,京都市	市税	条例第	180%	条第3	項の規	定によ	り申告	しまっ	<b>t</b> .		
						宿	泊	客	分	日	帰	り	客	分
入	湯	客	総	数	1				人					人
課移	党免除となる フ	入湯客数	(Ø+@-	+ ))	2				人					人
	12歳に達す3月31日ま				T	(			人)	(				人)
	利用料金1, 及び地方消費 を含む。) 以 <sup>-</sup>	貴税額に			1	(			人)	(				人)
	そ (	の		他 )	<b>(</b>	(			人)	(				人)
課利	<b></b> 対象となる	入湯客	数 (①-	-2)	3				人					人
税				率	4	150 泊につ		入湯客	1人1	100 目に~		(入》	易客:	1人1
入	湯税相当	額(	3 × (	4 )	5	A			円	<b>B</b>				円
納力	入すべき入	湯税額	(A +	(B)	6									円
備				考										

- 注1 この申告書は、前月中の入湯客について記載し、毎月末日までに提出してください。
  - 2 宿泊客に係る人数については、実人数ではなく宿泊数による延べ人数を記載してください。

7	湯	刊	更 正・決 定	
$\mathcal{I}$	勿	17L	加算金額の決定	

通知書

指泵	 它 番	号							地方	税法第	条件	り	の規定に	こより,
特			I						下記	のとおり	更正	· 決	定 した <i>0</i>	つで.
別											加算金	:額を決	た :定 したの	<i>&gt;</i>
徴									<b>迪</b> 知	します。				
収										年 月				
義							_	採			都市長			印
務							,	様		/1	(приту			<u>, 1.</u>
者			ı											
	告 年					年		月分						
申告	年月	日				年 丿	月	日						
更正	• }	央 定	等の	理由										
	区						分		課税標る入湯	準とな ;客数	税	率	入 湯	税 額
宕	更	正		• ;	央 定	0)	額	1		人	1.5	50円		円
宿泊客	既し	こ納	入(	の確け	定した入	湯 税	額	2			1.5	5 0		
各	この	通知書	書によ	り納入っ	上べき 入湯税額	(1)-(	2)	3			1.5	5 0		
F	更	正			央 定	0	額	4			1 (	0 0		
日帰り客	-			か 確 :			額	5			1 (			
- 谷	この	通知書	書に よ	り納入っ	トベき入湯税 都	<b>(4)</b>	(5))	6			1 (	0		
<b>=</b> 0	) 通	知	によ	こり着	讷 入 す べ	き入	、湯	税	額 (	3 +	<pre>⑥ )</pre>	7		
	>	ζ		分	基礎と	こなる	· 税		算	定	率 加	算	金	額
	過少	申告	加算	通常を	<del>}</del>			F	円 .	100				円
加	金額			加重分	रे					100				
算 ·	不申	告加	算金	通常分	<del>}</del>				,	100				
金	額			加重分	}					100				
額	重	加	算	金客	Ą					100				
	納	入	-	<b>+</b> ~	* き ;	加	——	金	額	8				
			-	京都市市	可税条例第18 1	0条第	3項	の申告	<b></b>	限(以		限」とい	ハいます。	) の翌
					人の日までの其									
	*)/ .b				その全額が2, 年14. 6パー									
不足和			Ø:		- 1 1. 0/ 翌日から1月を									
に対		9	期		トる各年の前年									
71F 7/57	Λ.		TT /	笠1早/	)規定により定	マみこわ	ス商	i 業毛开	肜の基準	割引率に	こ年4パ	ーヤン	トの割み	たか竹
ZE-1111 -	金								#-2-2		•			
Æ1111 :	金		し	た割合な	5年7.3パー	ーセント	の割	合に流		場合は、	当該商			
Æ111 :	金		し、年	た割合な 4 パーヤ		セント	の割た割	合に消  合))		場合は、	当該商			引率に
		しまり;	年	た割合な 4 パーヤ	ぶ年7.3パー アントの割合を	セント	の割た割	合に消  合))	の割合	場合は、	当該商た金額		の基準割	引率に

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき 者,出訴期間等を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成22年10月1日から,第2条の規定は平成23年 4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市市税条例施行細則様式第31号は、平成22年 10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(所得税法等の一部を改正 する法律(平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。)第2条の規 定による改正後の法人税法第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産 の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に 解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手 続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場 合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税につ いて適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立(所得税法等改正法第 2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をい う。)が行われた場合又は同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合に おける各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について は、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)